

第5項 清掃とリサイクル事業の今後の課題

(1) ごみの減量に向けた取組

ごみの減量に向けた最も有効な取組は、ごみの発生を抑制していくことです。そのために、ものの生産から流通、消費にいたる段階で、できるだけごみになるものが発生しないような社会に変えていくことが求められています。

また、ごみを減らす努力をした方が報われるような施策を展開する必要もあります。

(2) ごみの分別の徹底と資源化

統計から見た清掃とリサイクルの推移(第1項)にあるように、可燃ごみ、不燃ごみの中には分別すれば資源となるものが、平成25年度では、それぞれ19.2%、10.3%含まれています。これらの資源化可能物の分別の徹底を図っていくことが、ごみを減らすためにも必要です。また、平成25年度に水銀を含む廃棄物が清掃工場に搬入され、焼却炉の運転を停止する事態がありました。ごみの分別徹底は、清掃工場の安定稼動にもつながります。

現在の資源回収システムについては、事業者処理責任を明確にし、自主回収を促進していくとともに、地域住民が積極的に集団回収に参加できるようにしていく必要があります。その上で区の資源回収については、より効率的で、区民の皆様が出しやすいシステムを検討していく必要があります。

また、家庭から排出されるごみの資源化について、現状にとどまらず、他自治体の例を参考にしながら、練馬区における新たな取組を検討し、さらなるごみの減量につなげていくことが求められています。

(3) 環境負荷の低減

23区では、平成20年度にプラスチック類を不燃ごみから可燃ごみとする分別変更を実施しました。練馬区では、容器包装プラスチックを平成20年10月から分別回収し資源化したことにより、焼却することに比べて、温室効果ガスの排出量を抑制したと推測しています。また、その他のプラスチックやゴム・皮革類を可燃ごみとしたことにより、最終処分(埋立)量は減少しています。ごみ処理システムを変更する際には、環境負荷を事前に評価し、環境負荷の少ないごみ処理システムにすることも必要です。